

平成26年(行ウ)第521号 法人文書不開示処分取消請求事件

原告 レペタ・ローレンス

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

原告準備書面(9)
証人尋問に関する原告の意見

2016年 6月17日

東京地方裁判所民事第38部B1係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 古 本 晴 英

同 弁護士 柳 原 敏 夫

同 弁護士 神 山 美 智 子

同 弁護士 船 江 理 佳

本書面は、平八重一之氏及び園田亮一氏(以下、平八重・園田と略称)の証人尋問の必要性を明らかにしたものである。

目 次

1、問題の所在.....	2
2、本件の開示請求の範囲.....	2
3、本訴の取消の対象の範囲.....	3
4、小括.....	3

5、本件病害性抵抗評価実験に対する平八重・園田の関与.....	4
6、結論.....	5
7、求釈明.....	5

1、問題の所在

本書面で明らかにするのは、平八重・園田の証人尋問の必要性である。そのために、平八重・園田が本研究プロジェクトで実験を担当し、実験ノートを作成したことを明らかにする。

尤も、被告代理人は前日期日の法廷で、平八重が実験ノートを作成したことを被告が自認する証拠(甲49補充理由説明書1頁)に対し、「平八重作成の実験ノートは本訴の取消の対象になっていない」旨の陳述をしたので、最初に、平八重・園田作成の実験ノートが本訴の取消の対象であることを確認しておく。

2、本件の開示請求の範囲

本訴の前提となる原告の開示請求の範囲は、甲1の開示請求書に記載の通りである(その内容は訴状の別紙請求文書目録に記載されている)。このうち1として、《1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の開発(作成、調製、作出を含む)に関する実験》

とあるが、ここで遺伝子組み換えイネの「開発」とは、通常、実用化に向け、特定の目的(本研究プロジェクトであれば複数の病気に強いイネの作出)の実現と実用化のために必要な一切のプロセスを意味する(甲50～51。スギ花粉症緩和米の開発の事例の解説参照)。本研究プロジェクトにおける「開発」とは、複数の病気に強いイネを作り、人体と環境への安全性の点も含めて実用化できるまでに仕上げることの一切のプロセスを意味する。この点は被告も異論がない(被告準備書面(6)9頁ウ)。

上記開示請求の「開発」という文言は第一次開示請求に関する前訴において、審理の対象が本研究プロジェクトのうち遺伝子組み換え稲の「栽培」そのものの実験に限定されてしまったため（原告準備書面(1)3頁第1、1。14～15行目）、これをくり返さないとためでもあった。

従って、上記の「開発」に、ディフェンシンの抗菌活性の点を含め様々な病害性抵抗の評価の実験（以下、本件病害性抵抗評価実験という）が含まれるのは当然である。

3、本訴の取消の対象の範囲

そして、本訴において、原告は、取消の対象文書の範囲について、前記1について、最終的に、

《アブラナ科の野菜由来のディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の開発（作成、調製、作出を含む）に関する実験》

とし、「開発」を維持した（原告準備書面(7)及び2016年3月3日付差し替えの上申書）従って、本訴の取消の対象の範囲として、本件病害性抵抗評価実験に関する実験ノートが含まれることは明らかである。

4、小括

原告は、以下で、本件病害性抵抗評価実験を平八重・園田が実施したことを明らかにするが、いずれにせよ、本件病害性抵抗評価実験に関する実験ノートが「本訴の取消の対象になっていない」という主張が失当であることは以上から明らかであ

¹ディフェンシンの抗菌活性とは、栽培したイネではなく、タンパク質ディフェンシンが様々な病原菌に対してその増殖を抑制する効果があるかどうか、あるとしてどの程度あるかという意味である（本研究プロジェクトで抗菌活性の実験を実施したことは甲11川田元滋らの論文「抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性」230頁右段の下から12行目以下で、抗菌活性の実験成果が報告されている）。

る。

5、本件病害性抵抗評価実験に対する平八重・園田の関与

平八重・園田が本件病害性抵抗評価実験を実施したことについて、原告は原告準備書面(6)6～7頁で主張済みであるが、これに対し、今般、被告は、「稲の耐病性評価を行うにあたり、平八重・園田は川田元滋氏(以下、川田と略称)に実験材料を渡し、実験方法を指導しただけ」であって、本件病害性抵抗評価実験は実施していないと反論する(被告準備書面(6)2～3頁)。しかし、これには以下に述べる通り、理由がない。

第1に、実験材料を渡され、実験方法の指導を受けたとされる川田自身、本研究プロジェクトで、ごく初期の時期を除いて、実験を一切担当していないと川田本人が前訴で証言しており(甲14川田陳述書3頁3(1)、同16川田調書8頁)、被告もこれを認めている(被告準備書面(4)7頁1)。

第2に、外部に公表した報告書(甲38)のみならず、被告内部で作成した実験計画書と経過報告書(甲48)中にも、各実験ごとの実験従事者として平八重・園田が表記されているものがあるが(同48の10～22)、このうち甲48の19・21・22記載の各実験は、実験従事者として川田の名前はなく、平八重の名前はある。なぜ伝授した平八重だけが表記されるのか、この点で少なくともこれらの各実験に関する限り、被告の弁解「平八重は川田に実験材料・実験方法を伝授しただけで、病害性抵抗評価実験を担当していない」が成立しないことが明らかである。

第3に、被告の上記弁解には「稲の耐病性評価を行うにあたり」という限定が付されている(被告準備書面(6)3頁4行目)。しかし、本件病害性抵抗評価実験はイネの耐病性評価にとどまらず、*in vitro*(イン・ビトロ)²で、タンパク質ディフ

² 《*in vitro*(イン・ビトロ)とは、“試験管内で(の)”という意味で、試験管や培養器などの

エンシンの様々な病原菌に対する増殖抑制効果を評価する抗菌活性の実験も含まれる(3頁脚注参照)。従って、被告の前記弁解によっても、抗菌活性の実験を平八重・園田が担当したことは否定しておらず、それゆえ、抗菌活性の実験に関する限り両名の実験ノートは存在する。

第4に、被告は平八重が実験ノートを作成したことを自認している(甲49補充理由説明書1頁・被告準備書面(4)8頁4)。仮に、これが屋外実験の際の実験ノートだとしても、この文書もまた本訴の取消の対象の範囲に含まれることが明らかである以上、本訴において平八重の実験ノートが存在することは否定できない。

6、結論

以上のことから、本件病害性抵抗評価実験に関する実験ノートは本訴の取消の対象であり、平八重・園田が本件病害性抵抗評価実験を担当し、実験ノートを作成したことを明らかであり、従って、平八重・園田の証人尋問の必要性は明白である。

7、求釈明

平八重・園田の本件病害性抵抗評価実験の実施状況を明らかにするために、下記の事実を確認しておく必要がある。そこで、被告に、7月4日の〆切までに次の事実を明らかにするよう求める。

記

・植物病理学の専門として平八重・園田(以下、両名という)が本研究プロジェクトに参加したのはそれぞれ何時からか。

、本研究プロジェクトに両名が参加する以前に植物病理学の専門として参加していた者(以下、前任者という)は誰か。

中でヒトや動物の組織を用いて、体内と同様の環境を人工的に作り、薬物の反応を検出する試験

. 両名の前任者の本研究プロジェクトへの参加の仕方は、両名と同様に、「川田氏に病原菌を提供し、実験方法・評価について指導した」(被告準備書面(6)3頁4～7行目参照)だけで病害性抵抗評価実験は担当しなかったか、それとも自ら病害性抵抗評価実験を担当したか。

以 上

ことを指します。分子生物学の実験などにおいて用いられます》(研究用語辞典より)。